

2016/11/11

学連遠征補助金システムについて

文責：日本学生フライヤー連盟理事長 中山拓哉

学連遠征補助金システムについて

2016年11月11日

文責：日本学生フライヤー連盟理事長 中山拓哉

☆目的

- ・社会人大会、草大会などの学連公認イベント以外の活性化
- ・他エリアへ飛びに行くことで、エリア間の交流の促進
- ・学生が自立して遠征できるよう後押しをする

☆適応条件

- ・遠征先がハングライダー、パラライダーの大会であること。
- ・社会人大会や草大会のうち、パンフレットやホームページ等で確認がとれるものであること。
※学生リーグ対象大会、新人戦、砂丘合宿など、学連公認イベントは対象外
- ・使用した車が学生バン（サークル、部所有の車）であること。
※個人車は対象外。ただし部車を持たない・部車で乗り切れない場合は、学生所有の個人車・レンタカー等も認める。

☆支給額（2016年度）

距離(片道)	
0～250km	0円/台
251km～500km	3000円/台
501km～	6000円/台

☆距離の算出方法

- ・ホームエリアから開催エリアまでの走行距離を用いる。
- ※TO ないしショップ、メインLD間の距離を、ナビアプリ等で算出すること。

☆申請方法

- ・学連HPより申請用紙をダウンロードし、必要事項を明記の上メールに添付すること。
- 送付先：jsff.toiawase@gmail.com 件名：遠征補助金申請

☆遡っての支給について

- ・2016年度の予算を用いるので、2016年4月以降のものは申請可とする。

☆2017年度以降について

- ・申請数や予算との兼ね合いで支給額の増減や適応範囲の見直しをする予定です。
 - ・架空請求の防止のために、開催地で車と写真を撮って添付を義務付けるか検討中です。
- ※予告なく変更する場合がありますのでご容赦ください。